

	頁番号	行番号	項目	種類	意見	理由	回答
1	(別紙1) 要件定義書 P54		第4章 9. 継続性に関する事項 (1) 継続性に係る目標値	3	記載の目標復旧時間及び目標復旧時点の要件は、類似する他システムと比較しても厳しい要件と見受けられます。本要件は、コスト面へ大きく影響する可能性があることから、これを考慮した要件の再検討や記述内容の詳細化が行われることが望ましいと考えます。要件の検討においては、本システムと連携する周辺システムの要件についても考慮する必要がありますと考えます。また、詳細化においては、例えばAZ障害とリージョン障害、それぞれの場合に分けて記載するといったことが考えられます。	現状の記載内容は、類似する他システムと比較しても厳しい要件と見受けられ、コスト面へ大きく影響する可能性があるため。	サービスの特性にあわせ、御指摘のとおり、パイロットライト方式とすることにより、復旧時間および復旧時点に余裕を持たせます。
2	仕様書案P8		4 作業の実施内容 (3) 設計	4	現行の要件定義書を土台としながらも、提案時を含め深掘りや改善を行った上で、システム要件定義書の作成や基本設計・詳細設計を行うという記載とすることが望ましいと考えます。	現状の仕様書の記載は要件定義書の内容をすべて満たすことを求めているようにも読めますが、コスト面等を考慮すると構成について見直しが推奨される点も見受けられます。構成については事業者ごとの創意工夫により差が生じうる部分であると想定されるため、左記のような対応が望ましいものと考えます。	(別紙1) 要件定義書 第1章 2. 次期システム導入の目的に、「要件の充足度や新たな要件等に対して、既存要件の実装優先度については相談のうえ決める」旨を記載しておりますが、御指摘のとおり仕様書にも同様の内容を記載いたします。
3	仕様書案9	-	4. (6)	4	情報システムの移行において、現行システムからのデータ抽出が必要となる認識だが、当該作業については、現行システムの運用事業者にて実施いただけるという理解でよいか、ご回答いただきたい。	作業範囲明確化のため。	(別紙1) 要件定義書 第4章 13. 移行に関する事項 ア. 計画書作成要件 (イ) データ移行に、「現行のビジネスインフォの運用・保守事業者と協議の上」と記載しておりますが、必要なデータを提示いただいた上で、運用事業者が抽出する想定です。
4	仕様書案16	-	5. (2)	2	要件に求める資格において、AWS認定資格が定められていますが、各認定のレベル (Associate 又は Professional) については定められていないため、明示的に Professionalレベルの認定とするのはいかがでしょうか。	システムアーキテクチャのモダン化など、要求要件をより高度に実現するために、必要なスキルレベルであると考えられるため。	御指摘の資格レベルを要件とすることといたします。
5		14	3. ヘルプデスク業務 (2) 次期活動 概要説明 (TO-BE)	3	末尾に以下の文言を追加いただけないでしょうか？ 【追加文言 (案)】 なお、問合せ対応業務の高度化には生成AI技術の活用が有効であることから、AI機能の拡張が容易なサービスを選定することが望ましい。	問合せ対応業務の効率化を通じた業務コストの削減や顧客満足度の向上を実現する上で、生成AI技術が組み込まれたCRMサービスの活用が効果的であると考えられるため。	現時点で当該機能は必須ではないため、仕様書の変更は行いません。
6		9 21~22	2 調達案件 (5) 受入れテスト支援	3	貴室以外で受入れテストを実施される想定の情報システム利用者について、組織と役割を記載願います。	受入れテスト計画書作成支援の対象とする組織を明確にするため。	現時点では当室の職員に加え、当省が指定する現行システムのAPIユーザー数名による受入テストの実施を想定しております。
7		13 10~15	2 調達案件 (12) 成果物	3	「運用計画」、及び「保守作業計画」について、年次の計画と理解しております。「運用・保守作業計画」との差別化を図るため、理解に誤りがなければ、年次の旨を記載願います。	中長期的計画である「運用・保守作業計画」との違いを明確にするため。	御指摘のとおり、「運用保守作業計画」は中長期を想定した方針的な位置づけであり、単年度計画を想定している「運用計画・保守作業計画」とは異なりますので、納品物名として年次を記載いたします。
8		24 4~5	9 不表示情報の取扱いについて (1) 情報管理体制	3	「は発注者に対し」の「は」という語句を削除することを提案します。	誤字であるため。	削除いたします。
9	仕様書P8	1~14	4. (1) 作業実施内容の概要	4	設計・構築をR7年度中に完了させるのは期間的に厳しいのではないかと。	システム規模に対し、開発期間が短いと思われる。品質に問題が出て、後の移行・テスト段階で戻りの作業が発生する可能性が高くなるのではないかと。	事前に複数社に一般論として御意見を聴取したうえで、実施可能な範囲の開発期間であると判断しております。
10	要件定義書P6	9	2. (2)① データリネージの観点	4	いつ公開されたデータなのかといったメタ情報を持たないデータは、メタ情報を持つための仕組みを構築する必要がありますでしょうか。	API連携データにおいて、全件洗い替え登録する場合、連携先でいつ公開されたデータなのか連携データ自身が持っていない限り分らないので、独自に実装する必要があるため。	出典元が保有していないメタデータについては、公開することはできないため、仕組みを実装する必要はございません。ただし、データ構造との関係を考慮して、当該メタデータが“ない”ということ公表することはあります。
11	要件定義書P6	14	2. (2) ②データ構造およびデータ マネジメントの刷新	4	インプットされるデータの誤り等を検出して排除したり訂正する必要がありますでしょうか？ ②データ構造、誤り検出を実施する必要がありますでしょうか。	現状、gBizINFOにデータ登録の際は、名寄せを実施し、人手、目視による誤り検出を実施しているが、新gBizINFOが受領するデータの品質が不明のため作業実施の必要性が判断できないため。	出典元データのクレンジング (品質確保) するうえで、誤り等の検出・訂正・排除等の処置は必要だと考えております。
12	要件定義書P11	8	第2章. 1. (2)ア. 現行データの移行方針について	4	現行のGビジネスインフォに登録されているデータ (届出・認定、表彰、財務、特許、調達、補助金) の扱いはどのようになりますでしょうか。 ①削除する ②移行する	移行する場合は新システムに合わせたデータの移行作業が発生するため。	過去データについては②移行を想定しております。

13	要件定義書 P11	9	第2章. 1. (2)ア. 「補助金交付情報」の入手方法について	4	「補助金交付情報」については、J-Grantsから取得するデータを主とすること。各省庁からの手動データ送付は停止する。とあるが他の入手方法（手動含めて）存在しますでしょうか？ ※「調達情報」については、GEPSシステムのAPIから取得する。と明言されていますが、「補助金交付情報」に関してはJ-Grantsを主とするという記述があるため、他のシステムやAPIが存在する可能性があります。 現状、当室内で実施している各省庁からの手動データ取得の依頼・受領・整理・登録を運用作業内で実施すること とありますが、現状手動にてデータ取得を依頼している省庁、部署数をご教示ください。	J-Grants、手動以外に取得する方法が存在する場合は対応工数に影響があるため。	令和7年度においてはjgrantsのみとなりますが、その他の入手方法も調査中であり、令和8年度以降に拡張する可能性はあります。
14	要件定義書 P11	16	第2章. 1. (2)イ. 各省庁からの手動取得データ作業の実施	4	各府省からの手動取得データの件数を記載していただけますでしょうか。	省庁、部署数により対応工数に影響があるため。	現状の運用においては、下記機関と連携しており、窓口はそれぞれ1部署です。  内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省
15	要件定義書 P11	18	第2章 (2) イ. 各省庁からの手動取得データ作業の実施	4	各府省からの手動取得データの件数を記載していただけますでしょうか。	作業規模が不明のため。	令和5年度の実績で18万件程度となります。
16	要件定義書 P12	10	第2章. 2. (1) ア. データ利活用施策 (案)	4	・Salesforce、AWS、SnowflakeなどDMPベンダーなどへのGビジネスフォデータの公式登録 具体的な登録イメージはありますでしょうか。	実施内容について不明瞭なため。	DMPベンダーとの調整を前提として、データマーケティングプレス上での当サイト掲載データの公表を想定しております。
17	要件定義書 P12	14	第2章. 2. (1) イ. 個人情報の収集施策 (案)	4	・各省庁へのGビジネスフォへのデータ連携交渉とインセンティブ設計 ・地域版Gビジネスフォを各地方自治体に提供することで、企業情報の管理とローカルで吸い上げた詳細情報の収集を実現するエコシステム構築 等 具体的な登録イメージはありますでしょうか。	実施内容について不明瞭なため。	マーケティング・ユースケースの一例として挙げたものであり、マーケティング施策にかかる具体的な取組内容はプロジェクト内で協議の上決定します。
18	要件定義書 P23	30	第3章. 1. (2) ア. 機能一覧 自社データ公開停止・許諾機能	4	「非公開」と「不許諾」は対象項目のステータスとして異なるものでしょうか。異なるのであればそれらの違いと対象項目のステータスとして現時点で想定する種類についてご教示ください。	該当箇所について「公開停止・許諾機能」から「公開停止」と「公開許諾」を対として読み進めていたところ、「非公開」と「不許諾」が併記されており、それらの違いが要件定義書上で読み取れなかったため。	公開停止機能は、既に公開されている自社の情報の公開を停止するものです。 公開許諾/不許諾は、外部から取得するデータについて当該システム上に掲載することを許諾/不許諾する機能のことを指します。 データ出典元によっては、事業者の許諾を受けたデータのみを連携するという運用が想定されるために、データ取得以前に、この機能が必要になります。
19	要件定義書 P25	2	第3章. 1. (2) イ. JoB一覧 分析データ作成機能	4	分析データ作成機能について、現在想定しているユースケースがあるかご教示ください。	機能の詳細について不明瞭なため。	具体的なユースケースについては検討を進めているところですが、一例として、当室職員がGビジネスフォの今後の施策検討において参考とするため、アクセス数やAPIの利用元を分析するといったユースケースを想定しています。
20	要件定義書 P30	6	第3章. 3. (2) 帳票イメージ	4	現行の帳票は文字主体の帳票となっておりますが、「帳票レイアウトを刷新すること」については、帳票レイアウトに罫線や枠組み、表情情報のテーブル形式での表示等のデザイン変更を含むものでしょうか。	帳票設計ポリシーの記載から「刷新」がどこまで期待するのかが不明瞭だったため。	デザイン変更を含む想定です。
21	要件定義書 P45	16	第4章 2. (1) ウ. 国字コード及び文字の符号化形式の方針	4	JIS X 0213:2012の範囲外の文字の入力はエラーとし、代替文字で入力するように案内すること。代替文字は、国税庁の法人番号サイトで提供する文字とし、JIS X 0213の範囲外であるが、代替文字のない法人名については、当該部分をカタカナで記載すること。  という記載がありますが、国税庁においては縮退がない文字は、「」（アンダーバー）に置き換え処理をしています。本システムにおいては当該部分をカタカナで入力してもらおう。という認識で正しいでしょうか。	縮退がない文字をカタカナで入力させることは可能だが、当該箇所をカタカナで出力することは困難と考えるため。	御指摘のとおり、カタカナで出力することは困難なため、当該箇所を削除します。
22	要件定義書 P46	4	第4章 2. (1) ウ. 文字コード及び文字の符号化形式の方針	4	・システム処理で氏名を扱う必要がある場合には、代替文字の入力を戸籍文字に合わせて行うこと。  縮退マップどおりに戸籍の文字をJIS第4水準に縮退するという認識で正しいでしょうか。その際、入力が入力者が行い、システムではエラーとする方針が良いでしょうか。	「代替文字の入力を戸籍文字に合わせて行う」という処理内容が不明瞭であったため。	御指摘のとおり、縮退マップ通りにJIS第4水準に縮退する想定です。外字については文字情報基盤（以下URL）に準拠する仕様です。 <a href="https://www.digital.go.jp/assets/contents/nod/e/basic_page/field_ref_resources/4748d2a4-45c7-45de-a55f-dfac4cb04a70/0e0c8a2c/20230609_local_governments_character_specification_materials_01.pdf">https://www.digital.go.jp/assets/contents/nod/e/basic_page/field_ref_resources/4748d2a4-45c7-45de-a55f-dfac4cb04a70/0e0c8a2c/20230609_local_governments_character_specification_materials_01.pdf</a> また、入力についての方針についても御指摘のとおりです。
23	要件定義書 P63	表4-8 2段目 業務移行	第4章 13. (1) 移行に係る作業区分	4	Ma11ディーラーの問合せ内容を移行する。  という記載があるが、現行問合せシステムのメールディーラーの使用を継続するという認識で正しいでしょうか。それとも移行後の問合せシステムは別途検討し、問合せ内容のみ移行するという意味でしょうか。	移行対象の範囲が不明瞭であるため。	当該サービスの継続利用は必須はせず、問合せに内容等についてシステム上に過去データがある場合移行するという方針です。
24	要件定義書 P67	3	第4章 13. (3) ア. (エ) システム移行	4	GビジネスフォへアクセスするためのURLは現行Gビジネスフォと同一のものを利用する想定である  とありますが、トップページだけではなく、各ページのURLも現行のものを利用するという認識で正しいでしょうか。	設計方針やテストに影響があるため。	新規ページについては別途URLが必要だと考えております。既存ページについては特設実装上問題がなければ現行のものを利用する認識です。

25	要件定義書 P30		第3章 4. APIに関する事項	4	新バージョンのREST APIを開発、公開した場合、現行REST APIは停止する方針でしょうか？それとも現行、新バージョン平行稼働する方針でしょうか。	設計方針やテストに影響があるため。	新バージョンのREST APIを公開した場合は、現行のREST APIは停止する方針です。
26	要件定義書 P30		第3章 4. APIに関する事項	4	新しいREST APIは現行REST APIとの互換性を保持する必要がありますでしょうか。	設計方針やテストに影響があるため。	互換性を保持する必要があります。
27	12	12	テスト仕様書（6年度納品）	3	令和6年度の成果物として定義される「テスト仕様書」について、令和7年度の納品対象とすることを許容していただきたい。	令和7年度に実施予定の各種テスト（結合テスト、総合テスト、移行テスト、脆弱性検査等）に関するテスト仕様書を令和6年度中に策定するためには、令和6年度中の開発、単体テストの期間と並行させる必要があるが、作業の平準化を考えた場合は令和7年度に実施する方が人員効率が良く、コスト低減が可能となる。また、クリティカルパス上にもなく、令和7年に作成しても全体的なスケジュール遅延の懸念は発生しない。よって、テスト仕様書については、令和7年度の納品とする（もしくはテストごとに令和6年度と令和7年度の分割での納品とする）ことを新案としてご検討いただきたい。	御指摘のとおり、テスト仕様書の納品期限を変更します。
28	50	表4-4	要件定義書	1	可用性要件として、稼働率99.9%が定義されているが、想定アーキテクチャに含まれるAmazon CloudFrontを使用する場合、理論的に稼働率99.9%は実現できない。そのため、稼働率の要求を下げるのが望ましいと考える。	Amazon CloudFrontのサービスレベルアグリーメント（SLA）で保証されている月間稼働率は99.9%である。他のAWSサービスを組み合わせると、システム全体の稼働率は99.9%未満となる。従って、Amazon CloudFrontを使用するのであれば、稼働率は99.5%程度としたほうがよいと考える。  参考： <a href="https://d1.awsstatic.com/legal/amazon-cloudfront-sla/Amazon_CloudFront_Service_Level_Agreement_2022-05-22_JA.pdf">https://d1.awsstatic.com/legal/amazon-cloudfront-sla/Amazon_CloudFront_Service_Level_Agreement_2022-05-22_JA.pdf</a>	御指摘のとおり、稼働率の要件を99.5%といたします。